

令和7年度
千葉地方最低賃金審議会
第2回専門部会
議事録

令和7年8月5日
11:00～12:00
千葉労働局1階会議室

令和 7 年度
千葉地方最低賃金審議会 第 2 回専門部会 議事録

1 日時 令和 7 年 8 月 5 日（火） 11：00～12：00

2 場所 千葉労働局 1 階会議室

3 出席者（委員）

公益委員

大竹委員、小野委員、村上委員

労働者委員

岡田委員、田中委員、中島委員

使用者委員

高橋委員、坂元委員

4 議題

（1） 千葉県最低賃金の金額について

（2） その他

5 議事内容

（部会長）

ただいまから、第 2 回千葉県最低賃金専門部会を開催いたします。

本専門部会は、運営規程第 6 条ただし書の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合等に該当することから、非公開といたします。

なお、本日の議事につきましては、公労使の三者が揃い審議する部分は議事録を作成し、公開することとなりますのでご承知おきください。

それでは、始めに事務局から本日の専門部会の成立について報告をお願いします。

（賃金室長補佐）

本日は、使用者側委員が所要により欠席されとの連絡を受けております。

したがって、公益委員 3 名、労働者側委員 3 名、使用者側委員 2 名、計 8 名の出席をいただいておりますので、本日の専門部会は有効に成立しております。

す。

(部会長)

それでは、審議に入ります。

はじめに、事務局から資料の説明をお願いします。

(賃金室長)

本日ご用意させていただきました資料についてご説明いたします。

8月4日に開催されました中央最低賃金審議会で、目安に関する答申がございましたので関係資料を配付させていただいております。

最初の頁はプレスリリースとなっております。

目安金額につきましては、Aランク 63 円、Bランク 63 円、Cランク 64 円ということが記載されてございます。

裏面でございますが、仮にこの目安どおりに都道府県で引上げが行われた場合の全国加重平均は 1,118 円となり、この場合、全国加重平均の上昇額は 63 円、昨年度は 51 円ですので、昭和 53 年度に目安制度が始まって以降で最高額となります。

また、引上げ率に換算すると 6.0、昨年度は 5.1 ということが記載されております。

続きまして、インデックス 1 でございます。

項目の 3 番目でございますが、地方最低賃金審議会について記載されております。

地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心を持って見守ることとし、同審議において別紙 1 の 2 に示されている公益委員の見解を十分参酌され自主性を発揮されることを強く期待するものである。というふうでございます。

4 項目以降は要望事項となっております。

続きまして、インデックスの 2 番目をご覧ください。

こちらが公益見解となっております。

答申と同じように目安金額は A ランク 63 円、B ランク 63 円、C ランク 64 円でございます。

以下、このページの下段に法定 3 要素について記載がございます。

詳細な説明は割愛させていただきますが、1 ページの下に「生計費」とございまして、3 頁の中ほどに「賃金」がございます。

そして、次の頁に「通常の事業の賃金支払能力」につきまして見解が示されております。

なお、4 頁の上から 2 段目でございますが「また」とありまして、EU 指標に

関して記載がございます。

こちらの4頁の2段目の最後でございますが、EU指標の取扱いについては「今後の課題」とされております。

続きまして、6頁をご覧ください。

各ランクの引上げの目安という項目がございます、下から2行目に「この結果」とありますが「この結果」以降で簡潔にまとめられているものでございます。

中でも6頁の下から2行目でございますが、労働者の生計費については、消費者物価指数、持家の帰属家賃を除く総合は、昨年10月から今年6月までで平均3.9%になるなど、昨年に引き続き高い水準となっており、また、頻繁に購入する品目、食料品、基礎的支出項目、1か月に1回程度購入する品目といった生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価も、昨年10月から今年6月までの9か月平均が4.2%から6.7%の高い水準となっているとございます。

なお、一連の資料とは別に本省から資料の提供がありましたので、インデックス6でつけてございます。

インデックス6でございますが、1枚目が持家の帰属家賃を除く総合を都道府県別に記載したものでございます。

昨年10月から今年6月までの9か月平均につきましては、千葉の場合は前年度の3.5%上昇となっております。

次のペーパーは食料品となっております、9か月の平均で千葉は5.4%の上昇となっております。

また、インデックス2の資料に戻っていただきまして7ページでございます。

こちらに「賃金」及び「通常の事業の支払能力について」記載がございます。

こちらの内容につきましては、詳細の説明は割愛をさせていただきます。

続きましてインデックス3でございます。

こちらが、公益見解に使用された資料ということでございます。

すでに、これまでの中賃の資料の中でもお配りしたのももございますので、内容の説明は割愛とさせていただきます。

続きまして、インデックス4でございます。

こちらが、中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告でございます。

労働者側見解、使用者側見解、公益見解でございますけれども、労使とも公益の見解については不満というふうになってございます。

3頁の中ほどに「意見の不一致。」とございますが「本委員会、目安小委員会としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見は一致せず、目安を定めるに至らなかった。」という記載がございます。

続きまして、インデックス5でございます。

こちら、参考１ということでございますが、目安制度の概要でございます。

こちら、説明は割愛させていただきます。

続いて、参考２「目安審議及び地域最低賃金審議の流れ」でございます。こちら
も割愛させていただきます。

続いての参考３と４でございますが、令和６年度のデータのため割愛をさせていただきます。

本日お配りの資料のご案内は以上となります。

なお、毎年中賃会長からのビデオメッセージの上映が行われておりますが、本日この時間までビデオの配付がございませんので、ビデオの配付があり次第の
上映とさせていただきたいと思っております。

事務局からは、以上でございます。

(部会長)

中賃のビデオメッセージは配付されるということでよろしいのでしょうか。

(賃金室長)

配付されるということではありますが、正確にいつ配付という情報はありませんが、今日明日には配付されると思っております。

(部会長)

ただいまの事務局からの説明にご質問などはありますか。

《ありません。旨の声》

(部会長)

それでは、別室で協議するに当たり、まず、この場で発言することがありましたら
お願いします。

(使用者代表委員)

１点よろしいでしょうか。

中央審議会で結審されたということですが、どのような決まり方をしたもの
か、両者物別れで公益見解が示されたものなのか、ある程度折り合ったもの
のか、そういったところの情報はありますか。

(基準部長)

労使の意見は不一致ということは表明されているとおりです。

これについて、公益の方から地方最低賃金審議会の円滑な金額審議に資するためということで、公益見解を提示して答申が出ているのですが、労使ともに不満ではありますが、地方審議会のための公益見解であれば不満ではあるが仕方がない、といったイメージで答申が得られたと思っていただければと思います。

(部会長)

「労使双方が納得しない」ということはよくあることなのでしょうか。

(基準部長)

ほぼ毎年のことだと。

(部会長)

ほかの方、よろしいでしょうか。

《はい。ありません。旨の声》

(部会長)

では、別室にて協議をお願いいたします。

《労使それぞれ別室に協議》

《再開》

(部会長)

それでは再開させていただきます。

まず、労働者側のご意見をご説明させていただきます。

労働者側としては、まず基本的な考え方として「生計費を中心に議論していく必要がある。」ということで「賃上げの流れも昨年よりも強い。」というようなことをおっしゃってありました。

また、「価格転嫁について上手くいっていない。」というようなことについては労側も認識されています。

これについては、「今後の支援策の活用などを含めて、あらゆる手段を使っていった方がよろしい。」ということ。

あと、「物価については数字以上に最賃近傍で働く方の生活は苦しい。」という認識を持っているということです。

また、「連合リビングウェイジで見ると千葉県では1,220円でないと暮らせない。」ということで、それについては「本来であれば一気に持っていきたいが、

2年で到達したい。」というようなご希望です。

そしてまた、「ランク内の格差の是正についても早期に実現したいけれども、これも徐々にやっていく。」と一歩でも改善したいというようなご希望でした。

それで結論としましては、「リビングウェイジの到達目標2年として現行最低賃金額との差額を144円あるところを2年で到達する。」ということで、「72円プラス、ランク内格差是正の3円を希望されて引上げ額75円。」というご希望がございました。

それにつきましては、「もう少し高いご希望があるのですが、目安額がそもそも高い水準にある。」ということもある程度考慮されて、今年度においては75円というご希望、要求ということでありました。

以上のようなご説明でよろしいでしょうか。

(労働者代表委員)

はい。

(部会長)

次に、使用者側のご意見をお話いたします。

「基本的に足元の経済状況は決して良くない。むしろ、トランプ関税等もありましてやや悪化している状況である。」

その中で、「6%という目安を出されている意味が、正直、合理的な意味があるのかどうか。」というお考えになります。

また、「年収の壁の問題も解決ができておらず、ここで最賃を上げることでより働き控えが起きて、中小企業における労働者の不足という問題がかえって悪化するのではないか。」、あと、「今の物価高については悪い物価高であって、その中で防衛的な賃上げが拡大せざるを得ない状況であり、このような急速で大幅な賃上げは中小企業の体力を弱めて日本経済をかえって弱体化されるのではないか。」というふうなことのご意見でございました。

これによって、現時点での使側のご提案としては、令和7年賃金改定状況調査結果の第4表②「一般労働者及びパート労働者の賃金上昇率」を使いまして、Aランクの2.9%という数字から算出しますと「31円の引上げ。」現時点ではこちらの数字ということでございます。

以上のような説明でよろしいでしょうか。

(使用者代表委員)

はい。

(部会長)

ここまでで、私からの説明でさらに補足されるところがあったら伺いますが、いかがでしょうか。

《ありません。結構です。旨の声》

(部会長)

かなり金額の隔たりが大きいので、第2回専門部会の審議はこれで終了ということにさせていただきます。

この後、1時15分からの第3回専門部会で少しでも隔たりを埋めていきたいと考えております。

最後になりますが、ご意見などはよろしいでしょうか。

《ありません。旨の声》

(部会長)

それでは、第2回専門部会は閉会とさせていただきます。

お疲れ様でございました。